

弁理士による 発明無料相談のご案内

秘密厳守
相談無料

福山商工会議所((一社)広島県発明協会備後支会)では、中小企業の皆さまの知財支援を強化するため、弁理士相談の日を設けています。

特許・実用新案・意匠・商標の出願手続、調査、拒絶対応、侵害問題等、知的財産権全般について、弁理士が無料で相談に応じます。

相談日時 第1・第3木曜日 13:00~16:00

相談場所 福山商工会議所ビル 3階 305会議室

開催日

平成29年	4月	6日	20日
	5月	—	18日
	6月	1日	15日
	7月	6日	20日
	8月	3日	17日
	9月	7日	21日
	10月	5日	19日
	11月	2日	16日
	12月	7日	21日
平成29年	1月	4日	18日
	2月	1日	15日
	3月	1日	15日

相談の流れ

①広島県中小企業知財支援センター
—福山サテライトにおける窓口
相談に応じます。



②弁理士による助言が必要と思われる案件について、弁理士相談をお勧めします。
原則、中小企業・個人事業主、創業検討中の方が対象。



③相談者の方は、広島県発明協会に電話でお申込みください。

TEL : 082-241-3940

弁理士 森 寿夫(商標、意匠、著作権ほか全般)

※弁理士相談には、原則、(一社)広島県発明協会の知財活用アドバイザーが同席します。

※弁理士相談は、原則、として60分以内でお願いいたします。

※弁理士相談は事前予約制です。予約状況により、変更・中止の場合がございますので、ご了承ください。

【相談予約・お問合せ】

福山商工会議所 産業課 TEL:084-921-2349 FAX:084-922-0100
一般社団法人広島県発明協会 TEL:082-241-3940 FAX:082-241-4088

弁理士に依頼するメリット

弁理士は、110年を超える歴史のある国家資格者です。

弁理士になるためには、弁理士法に定める国家試験に合格し、実務修習を受けるなどの厳しい要件があります。

日々新たに生み出される発明の内容を文章にしたり、多くの商品の中からデザインの特徴を明確化したり、ネーミングが似ていないかどうかの判断をするには、行動奈技術的、法律的知識が必要です。

弁理士は、あなたの知的財産の権利取得、保護、活用までお手伝いします。